

『CADWe'll Linx』5年契約レンタル利用約款

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Linx)使用許諾約款」に同意の上、『CADWe'll Linx』5年契約レンタル利用約款(以下「本約款」)を遵守して弊社製品『CADWe'll Linx』(以下「本製品」)を利用することとします。

1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は「CADWe'll Linx 5年契約レンタル 利用申込書」(以下「申込書」)に記載された内容とします。
「契約開始日」 「メンテナンス有」または「メンテナンス無」 「申込数量」 「月額料金」 「初期費用」
「保証金／前払金の選択」 「保証金」または「前払金」 「支払方法」 「法人コード」 「ユーザーID」
- (2) 次の項目は「ライセンス証書」に記載された内容とします。
「サポートサービス」 「メンテナンス」 「パスワード」

2. 本レンタルのご利用条件

- (1) 本レンタルの契約期間は5年間であり、中途解約は原則としてできません。
- (2) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネットに接続可能な環境が必要です。認証は「本製品」を起動する都度、および「本製品」を使用している間も一定間隔で行なわれます。
- (3) 「本製品」の起動時に「法人コード」「ユーザーID」「パスワード」(以下「ID 情報」)を使用します。「ユーザーID」「パスワード」は弊社所定の手続きを経て変更することが出来ます。お客様は、「ID 情報」を第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買したりすることはできません。「ID 情報」の盗難や漏洩により、第三者によって「本製品」が使用された場合であっても、発生した利用料金はお客様にてお支払いいただきます。そのため、「ID 情報」の取扱いには充分にご注意ください。
- (4) サーバーメンテナンス、通信障害などにより通常のサービスを提供できない場合は、代替機能によって「本製品」をご利用いただく場合があります。
- (5) 支払方法
 - ① 口座振替の場合
 - 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
 - 2) 第1回目のお支払いは「本製品」出荷月の翌々月の支払日(「申込書」に記載された支払日(以下「支払日」))に、1ヶ月分の「月額料金」+「初期費用」をお客様ご指定の口座から振替いたします。2回目以降のお支払いは、毎月の「支払日」に口座振替いたします。
 - 3) 口座振替不能の場合は、「再振替手数料500円(税別)」を含めた料金を再振替いたします。
 - 4) 「本製品」出荷後に発行の口座振替予定表と通帳を併せて保存することで仕入税額控除の要件を満たします。
 - ② 振込の場合
 - 1) 「本製品」出荷前に、「保証金」または「前払金」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
 - 2) 毎月の「月額料金」を「支払日」までにお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
 - ③ 年一括前払いの場合
 - 1) 「本製品」出荷前に、初年度12ヶ月分の「月額料金」+「初期費用」を弊社指定の口座へお振込みいただきます。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
 - 2) 2年目以降のお支払いは、12ヶ月分の「月額料金」を請求書に記載の支払日までにお支払いください。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
 - 3) 「保証金」及び「前払金」のお振込みは不要です。
- (6) 「保証金」を選択された場合、契約期間経過後は、同条件にて1ヶ月単位で最長1年まで延長することができます。但し、延長使用の申し込みの期限は、契約終了最終月の前月15日までとなります。
- (7) 「保証金」は、契約終了最終月の料金のお支払いを確認した後、お客様へ返還いたします。振込手数料は弊社にて負担いたします。
- (8) 「前払金」は、契約期間の最後の3ヶ月(58、59、60回目)の「月額料金」の支払いに充当いたします。この充当が開始される前に弊社に申し出て「保証金」扱いに変更が完了した場合は、「2. 本レンタルのご利用条件(6)」と同条件の延長をすることができます。
- (9) 年一括前払いを選択された場合、契約終了最終月の15日までに、「保証金」または延長期間分の使用料を一括でお支払い頂くことにより、同条件にて1ヶ月単位で最長1年まで延長することができます。但し、延長使用の申し込みの期限は、契約終了最終月の前月15日までとなります。
- (10) 契約期間中は、操作や技術的なご質問をメールにてお問い合わせいただくことができます。弊社ホームページの専用ページよりお問い合わせください。なお、電話サポートサービスの契約期間中は、別に定める『『CADWe'll Linx』メンテナンス約款』4(1)項に記載の条件で操作や技術的なご質問を電話にてお問い合わせいただくことができます。
- (11) 「メンテナンス」が「有」と記載されている場合のサービス内容及びご利用条件は、別に定める『『CADWe'll Linx』メンテナンス約款』をご確認ください。
- (12) 契約期間中に消費税率が変更された場合、変更日より新たな税率を適用いたします。変更日以降の未経過期間分として既にお預かりしている「前払金」及び「月額料金」にも適用いたしますので、差額を精算させていただきます。
- (13) 「パートナーバック」でご契約された場合は、1ライセンスで「本製品」および「CADWe'll Tfas」の2つの製品を利用できます。なお、「CADWe'll Tfas」の利用に関しては、『『CADWe'll Tfas』5年契約レンタル利用約款』に準じます。

3. 解約について

- (1) 本レンタルを中途解約することは原則としてできませんが、お客様に特別な理由があり、かつ未払い回数分の料金相当額を一括でお支払いいただいた場合に限り契約を中途解約することができます。
- (2) 本レンタルの延長期間中は、「CADWe'll 解約申込書(満了) 兼 返金依頼書」が15日までに弊社に到着した場合は、その月の末日が解約日になります。16日以降に到着した場合は、翌月の末日が解約日になります。
- (3) お客様が次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に本レンタルを解約することができ、未払い回数分の料金相当額を一括でお支払いいただきます。その際、お客様が弊社製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての弊社製品についてもお客様に催告することなく即座に解約できることとします。
 - ① 弊社からお客様に対して支払督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
 - ② 本レンタルの申し込み内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
 - ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
 - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあった場合。
 - ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
 - ⑥ 「ソフトウェア(CADWe'll Linx)使用許諾約款」、もしくは「本約款」の「2. 本レンタルのご利用条件」に違反した場合。

4. 使用停止について

- (1) 次の場合、弊社はお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができます。
 - ① 「月額料金」の支払いが2ヶ月滞った場合。但し、年一括前払いの場合は、各年の請求対象期間開始日の前日までに請求金額全額が弊社に振り込まれなかった場合。
 - ② 「本約款」の「3. 解約について(3)」に該当する場合。

以上

2025年4月25日改定